

諮問番号：令和7年度（処分）諮問第1号

答申番号：令和7年度（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

芦屋市長が審査請求人に対して令和7年4月25日付けで行った、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第23条第2項及び第3項の規定による本件子ども（以下「本件子ども」という。）に係る令和7年5月分から8月分までの保育必要量を「保育短時間」の区分に変更すること及び当該期間中の保育料（月額）を25,000円に変更することとし、令和7年4月分の保育必要量及び保育料は従前のおりとする令和7年度保育料決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年10月27日、芦屋市長に対し、本件子どもに関し令和7年4月1日から小学校就学前までの期間につき7時30分から18時00分までの保育時間を希望すること等を記載した同日付け教育・保育給付認定申請書兼利用申請書（児童台帳）、及び、申請後に勤務状況等に変更があった場合は速やかに届けること等を記載した令和6年10月27日付け同意書兼誓約書、並びに、本件子どもの父の就労時間を「週間5日」「平日8時50分～17時50分（うち休憩時間60分）」とする同年10月16日付け就労証明書及び本件子どもの母の就労時間を「週間4日」「平日8時00分～17時00分（うち休憩時間60分）」とする同年10月15日付け就労証明書を提出した。

- 2 処分庁は、本件子どもに係る令和7年4月分から8月分までの保育必要量を「保育標準時間」の区分と認定し、当該期間中の保育料（月額）を25,500円とすることを決定し、その旨を令和7年4月1日付け「保育料決定通知書」により審査請求人に通知した。
- 3 本件子どもの母は、令和7年4月4日、本件子どもの母の就労時間を「週間4日」「平日10時00分～15時00分（うち休憩時間0分）」とする同年4月3日付け就労証明書を〇〇〇〇〇に提出した。処分庁は、本件子どもに係る子ども・子育て支援法第23条第1項に基づく教育・保育給付認定の変更申請（以下「変更申請」という。）としてこれを受理した。
- 4 処分庁は、教育・保育給付認定の変更に関する標準処理期間について、「毎月10日までに受け付けたものを翌月1日の変更対象として、原則として10日締切り後20日以内に審査、応答する」ことを定め、公にしていた。
- 5 そこで、処分庁は、本件子どもに係る令和7年5月分から8月分までの保育必要量を「保育短時間」の区分に変更すること及び当該期間中の保育料（月額）を25,000円に変更することとし、令和7年4月分の保育必要量及び保育料は従前のおりとすることを決定し、その旨を令和7年4月25日付け「保育料決定通知書」により審査請求人に通知した。
- 6 これに対し、審査請求人は、本件処分における、本件子どもに係る令和7年4月分の保育必要量が「保育標準時間」であること及び令和7年4月分の保育料が25,500円であることを不服として、令和7年5月22日付けで本件審査請求を申し立てた。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 令和7年4月分の保育必要量について、実態は保育短時間であったのにも

かかわらず、事前の説明なく保育標準時間扱いとなった。市役所の担当者も説明に不足があったと認めている。

- (2) 令和7年4月分の保育料について、保育標準時間での保育を受けることができなかつたにもかかわらず、保育標準時間の保育料である25,500円を請求するのは横暴である。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 保育必要量等の認定変更については、申請の受理後、適用時期については法令に定めがなく、芦屋市においては行政手続法（平成5年法律第88号）の定めにより審査基準を設け、毎月10日までに受け付けた申請は翌月1日からの変更と規定しており、令和7年5月分からの認定変更を行った本件処分は適切である。また、この審査基準はホームページにも掲載している。
- (2) 本件処分に伴い、保育料の変更が発生するが、保育必要量の区分に応じて、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）により定められた保育料を適用するものであり、裁量の余地はなく、令和7年5月分から保育料変更を行った本件処分は適切である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

- (1) 芦屋市長は、令和7年4月4日に提出のあった保育必要量の変更申請において本件子どもの母の就労証明書による就労時間が1日当たり6時間未満

であったことから、保育必要量を保育短時間の区分に認定したが、当該就労証明書の提出日が令和7年4月4日であったため、行政手続法の定めにより芦屋市が設けた審査基準に従い、翌月5月1日の変更対象としたことに不当な点はない。

- (2) 芦屋市長は、保育必要量を保育短時間の区分に変更したため、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1の区分に従い、保育料を変更した。当該処分は、行政手続法の定めにより芦屋市が定めた審査基準に従い、標準処理期間の20日以内である令和7年4月25日に行っており、不当な点はない。

第5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和7年10月3日	諮問書の受理
令和7年12月12日	審議
令和8年1月19日	審議

第6 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人及び処分庁の主張並びに審理員意見書等を検討した結果、次のとおり判断する。

1 保育必要量

(1) 保育必要量の認定

保育所の利用にあたり、教育・保育給付認定が必要な項目のひとつである保育必要量とは、1月に保育施設を利用できる時間を示すものである。

保育必要量の認定にあたっては、子ども・子育て支援法第20条第1項の

規定により、小学校就学前子どもの保護者は、市町村に対し、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及び小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受ける必要がある。同条第3項の規定により、市町村は、申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが、子ども・子育て支援法の定める要件を満たす場合には、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定を行うものとされている。

保育必要量の認定は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により、保育の利用について、①1月当たり平均275時間（1日当たり11時間までに限る。）又は②1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分に分けて行うものとされている。

本市において、保育必要量の2つの区分については、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1備考第5項において、①の1月当たり平均275時間までの保育必要量の区分を「保育標準時間」と、②の1月当たり平均200時間までの保育必要量の区分を「保育短時間」と定めている。

保育必要量の区分を決定するにあたっては、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年府政共生第859号・26文科発第651号・雇児発0910第2号 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により、保育の必要性に係る事由が就労である場合は、就労時間を勘案して行うこととし、就労時間が1月当たり120時間以上である場合には原則として「保育標準時間認定」とし、就労時間が1月当たり120時間未満である場合には原則として「保育短時間認定」とすることとされている。

本市においては、「令和7年度保育所・認定こども園等のしおり」において、

保護者の就労・就学時間が1日6時間以上であるか6時間未満であるかを基準に、「保育標準時間」又は「保育短時間」の区分を決定している。この場合において、就労・就学時間は、保育の実態ではなく、就労証明書により確認することとされている。

なお、保育の実施は、その家庭が芦屋市保育の実施に関する要綱別表第1のいずれかに該当するときに行うものとしており、同表備考第1項の規定により、保護者のいずれか指数が低い方を当該世帯の指数として審査を行うため、保護者がともに就労で保育を利用する場合は、保育必要量の認定においても当該指数の低い保護者の就労時間によって認定を行っている。

(2) 保育必要量の変更

保育必要量の変更については、子ども・子育て支援法第23条第1項の規定により、保護者は、小学校就学前子どもの保育必要量を変更する必要があるときは、市に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができ、同条第2項及び同条第3項による読み替え後の同法第20条第3項の規定により、市は、当該申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る保育必要量の変更の認定を行うことができる。

保育必要量の変更決定を行う場合に、申請の受理後、適用時期については法令に定めがなく、本市においては、行政手続法の定めにより審査基準（芦屋市法適用申請に対する処分個票 ID1734）を設け、毎月10日までに受け付けたものを翌月1日の変更対象として、原則として10日締切り後20日以内に審査、応答すると規定し、公にしている。

子ども・子育て支援法第23条第3項による読み替え後の同法第20条第4項の規定により、市は、変更の認定を行ったときは、保育必要量を保護者に通知することとされている。

2 保育料

(1) 保育料の認定

保育料については、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条において、政令で定める額を限度として保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とされている。

これを受けて、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を制定し、同条例第3条第2項及び別表第1のとおり、市町村民税の税額等の階層区分、保育必要量の区分に応じた保育料を定め、市長は、保育の提供を受けた子どもの保護者等から保育料を徴収するものとしている。

(2) 保育料の変更

保育料の変更については、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例により、市町村民税の税額等の階層区分、保育必要量の区分に応じた保育料を決定しているため、保育必要量の変更が生じた場合には、同条例別表第1に従い、保育料を変更することとなる。

また、保育必要量の変更の認定を行ったときは、子ども・子育て支援法施行規則第13条により準用する同規則第7条の規定により、市は、変更した利用者負担額を通知するものとされている。

3 本件処分について

(1) 保育必要量

審査請求人は、令和6年10月27日に教育・保育給付認定申請書兼利用申請書（児童台帳）及び就労証明書を芦屋市長に提出した。当該就労証明書の記載内容に基づき、本件子どもの父母の就労時間がいずれも1日当たり6時間以上であったため、芦屋市長は、令和7年4月分から8月分までの保育

必要量を「保育標準時間」の区分と認定することを決定し、その旨を令和7年4月1日付け「保育料決定通知書」により審査請求人に通知した。

その後、令和7年4月4日に提出のあった保育必要量の変更申請において、本件子どもの母の令和7年4月3日付け就労証明書記載の就労時間が1日当たり6時間未満であったことから、処分庁は、行政手続法の定めにより芦屋市が設け、公にしている審査基準（芦屋市法適用申請に対する処分個票ID1734）に従い、当該変更申請を翌月の5月1日の変更対象として取り扱うこととし、令和7年5月分から8月分までの保育必要量を「保育短時間」の区分に変更し、令和7年4月分の保育必要量は従前のおり「保育標準時間」の区分とすることを決定し、その旨を令和7年4月25日付け「保育料決定通知書」により審査請求人に通知した。

(2) 保育料

令和6年10月27日付けで提出のあった教育・保育給付認定申請書兼利用申請書（児童台帳）及び就労証明書の記載内容に基づき、芦屋市長は、令和7年4月分から8月分までの保育必要量を「保育標準時間」の区分と認定し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1に基づき、本件子どもの属する世帯の階層区分が「C3」階層であること、及び当該期間の保育料（月額）を25,500円とすることを決定し、その旨を審査請求人に通知した。

その後、令和7年4月4日に提出のあった保育必要量の変更申請において、本件子どもの母の令和7年4月3日付け就労証明書記載の就労時間が1日当たり6時間未満であったことから、処分庁は、行政手続法の定めにより芦屋市が設け、公にしている審査基準（芦屋市法適用申請に対する処分個票ID1734）に従い、当該変更申請を翌月の5月1日の変更対象として取り扱うこととし、令和7年5月分から8月分までの保育料（月額）を「C3」階層の「保育短時間」の区分である25,000円に変更し、令和7年4月分の

保育料は従前のおり、「C3」階層の「保育標準時間」の区分である25,500円とすることを決定し、その旨を令和7年4月25日付け「保育料決定通知書」により審査請求人に通知した。

(3) 保育必要量及び保育料の変更の遡及

保育必要量の認定及び保育料の決定にあたっては、行政運営の公平性及び正確性を保つという観点から申請日時点の提出資料等に基づいて行われ、遡及できないものと解される。

令和7年4月分の保育必要量及び保育料に関する当初の決定は有効に成立しており、当初の決定の変更は将来に向けて行う手続であって、事後的な理由により遡って当初の決定を取り消す旨の規定は存在しない。また、本市においては、行政手続法の定めにより審査基準（芦屋市法適用申請に対する処分個票 ID1734）を設け、毎月10日までに受け付けたものを翌月1日の変更対象として、原則として10日締切り後20日以内に審査、応答すると規定している。当該審査基準は、事務処理の方法として合理的なものであり、芦屋市ホームページにおいて公にされていることから、当該審査基準に基づく本件処分が合理性及び公平性を欠いているとはいえない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

本件処分に至る手続においては、教育・保育給付認定の変更を行う場合には、毎月10日までに受け付けたものを翌月1日の変更対象として適用することについて、保護者に対する説明が不足していたと認められることから、今後、処分庁においては、「保育所・認定こども園等のしおり」や芦屋市ホームページにおいて、変更に係る取扱いを記載する等、口頭での説明以外にも市民の立場

に立った丁寧な説明が求められる。今後改善を検討されるよう、審査会として要望する。

令和8年1月27日

(答申を行った委員の氏名)

芦屋市行政不服審査会

会長 中原 茂樹

委員 麻木 邦子

委員 岸本 佳浩